

# 高額な医療費を支払ったときの自己負担限度額（月額）

（平成30年8月1日～）

## 70歳～74歳までの方

所得区分		自己負担限度額			負担割合
		外来(個人ごと)	世帯(70歳以上国保加入者)で外来・入院を合計	多数回該当	
現役並みⅢ ※1	課税所得 690万円以上	252,600円+ (医療費総額-842,000円)×1%		140,100円	3割
現役並みⅡ ※1	課税所得 380万円以上 690万円未満	167,400円+ (医療費総額-558,000円)×1%		93,000円	
現役並みⅠ ※1	課税所得 145万円以上 380万円未満	80,100円+ (医療費総額-267,000円)×1%		44,400円	
一般 ※2	課税所得 145万円未満 及び未申告	18,000円 [年間上限※5 144,000円]	57,600円	44,400円	2割  平成26年4月1日までに70歳になった方は1割となります。
低所得Ⅱ ※3	住民税非課税	8,000円	24,600円		
低所得Ⅰ ※4			15,000円		

多数回該当の金額は、直近12か月間に4か月以上高額療養費に該当する場合

※1 同一世帯の国保加入者の中に、上表の各課税所得に該当する70歳以上の方がいる世帯。ただし平成29年中の収入の合計額（必要経費や控除額を差し引く前の総収入額の合計額）が下表の基準収入額にあてはまる場合には、申請をすると負担割合が「2割」（または「1割」）に変更されます。

世帯状況	基準収入額	
70歳以上の国保加入者が複数いる世帯(擬制世帯主を除く)	合計収入額	520万円未満
70歳以上の国保加入者が単身の世帯(擬制世帯主を除く)	本人収入額	383万円未満
70歳以上の国保加入者が単身の世帯(擬制世帯主を除く)で、同一世帯に旧国保被保険者がいる世帯	旧国保被保険者を含む合計収入額 520万円未満	

旧国保被保険者とは、同一世帯内で、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行された方です。

※2 平成27年1月2日以降70歳となった国保加入者がいる世帯は、70歳以上の国保加入者の旧ただし書き所得(\*)の合計が210万円以下の場合も一般となります。

(\*平成29年中の総所得金額等から基礎控除33万円を引いた額)

※3 世帯主と国保加入世帯員全員が非課税の方。

※4 世帯主と国保加入世帯員全員が非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる方。

※5 計算期間一年間(毎年8月1日～翌年7月31日)のうち、基準日時点(計算期間の末日)で一般区分または住民税非課税区分であった月の外来の自己負担額(月間の高額医療費が支給されている場合は支給後の額)を合算し、144,000円を超える場合に、その超える分を支給します。